

議案第十三号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

（港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
改正）

第一条 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
（令和二年港区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

「第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針（第六十六条）

目次中 第二節 人員に関する基準（第六十七条・第六十八条） を「第三章 削除」

第三節 設備に関する基準（第六十九条）

第四節 運営に関する基準（第七十条―第七十六条）

に改める。

第二条第一項第一号中「第六条の二の二第九項」を「第六条の二の二第八項」に改め、同項第十四号中「、第六十六条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第四条ただし書中「第六条の二の二第三項」を「第六条の二の二第二項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第五条中「指導及び訓練」を「支援又はこれに併せて行う治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第七条第三項を次のように改める。

3 第一項各号に掲げる従業者及び前項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第七条第四項を削る。

第八条第二項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室には、訓練」を「発達支援室には、支援」に改める。

第十一条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項ただし書を削り、同条第三項を次のように改める。

3 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、第一項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第十一条第四項ただし書中「場合は」の下に「、同項に規定する設備を除き」を加える。

第十三条第二項中「行い、」を「行うとともに、当該障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題、」の下に「第三十一条第四項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂（第三十一条の三において「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第六項中「に交付しなければ」を「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相

談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければ」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第二十八条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に依り、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- 二 治療を行う場合 前号に定める額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十九条中「指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下この条において同じ。）」を「指定障害児通所支援事業者」に、「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第三十条第一項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第三十一条第五項中「前項の評価及び」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する」に改め、「内容を」の下に「、保護者に示すとともに、」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（次項において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」による評価（次項において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第三十一条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなけ

ればならない。

第三十一条の次に次の二条を加える。

第三十一条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（インクルージョンの推進）

第三十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならない。

第三十三条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十八条中「特例障害児通所給付費」の下に「若しくは肢体不自由児通所医療費」を加える。

第三十九条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十一条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は」に改める。

第五十二条の二第三項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第六十条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第六十二条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第六十六条から第七十六条まで 削除

第七十七条中「訓練」を「支援」に改め、「指導及び」を削る。

第八十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」は、「訓練」を「発達支援室」には、「支援」に改める。

第八十三条及び第八十四条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第八十六条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第八十八条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第九十六条中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に改め、「」まで」の下に「、第三十一条の二」を加え、「第四十六条、第四十八条、第四十九条」を「第四十六条から第四十九条まで」に、「第五十四条及び第七十五条」を「及び第五十四条」に、「及び第八

項」を「第八項及び第九項」に、「居宅訪問型児童発達支援計画」と、「児童発達支援計画」と、同条第四項中「第三十一条第四項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂（第三十一条の三において「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「第三十一条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、「」に、「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替える」を「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第四十七条第一項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替える」に改める。

第一百一条中「及び第五項」を削り、「」まで」の下に「、第三十一条の三」を加え、「第四十六条、第四十八条、第四十九条」を「第四十六条から第四十九条まで」に改め、「第七十五条」を削り、「保育所等訪問支援計画」と」の下に「、第十三条第四項中「第三十一条第四項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂（第三十一条の三において「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「障害児の地域社会への参加及び包摂（第三十一条の三において「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（第三十一条において「訪問先施設」という。）の当該障害児に係る担当者等」と」を、「第九十四条第二項」と」の下に「、第三十一条第六項中「を受けて」とあるのは「及び訪問先施設による評価（

次項において「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」とを、「勤務体制」との下に「、第四十七条第一項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とを加える。

第二百二条中「第七条、第六十七条」を「第七条」に改め、「、第六十七条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを削る。第二百五条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第七十六条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

（港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四第三項」に改める。
第三条第一項中「」の下に「及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第三項、第八条及び第四十五条において「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（第八条及び第二十六条第一項において「移行支援計画」という。）を加え、同条第三項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第四十五条において「障害福祉サービス」という。）」を「障害福祉サービス」に改める。

第五条第二項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第三項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第六条第二項第二号及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第八条第一項中「第八項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「行い、」を「行うとともに、当該障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「当たっては、」の下に「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保

した上で、当該」を加え、同条第九項を同条第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14 第三項、第五項及び第六項の規定は、第九項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

15 第三項、第五項、第六項及び第八項から第十項までの規定は、第十一項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第八条第八項の次に次の四項を加える。

9 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、当該障害児について、アセスメントを行い、当該障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行を支援する上で必要な支援内容を検討しなければならない。

10 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

11 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、当該移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について

解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、当該移行支援計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。

12 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第二十六条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十九条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。
第三十八条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規

定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第五十二条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第五十三条第一項第二号を次のように改める。

二 支援室

第五十三条第二項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

付 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第三十一条の二（改正後の条例第五十八条、第六十二条、第八十条、第八十四条、第八十八条及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定の適

用については、改正後の条例第三十一条の二中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

（説明）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号）等の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）等の一部改正を踏まえ、児童発達支援管理責任者の責務の追加等をするため、本案を提出いたします。